茨城県立医療大学名誉教授称号授与規程

平成 17年3月16日 医療大訓第3号 改正 平成22年5月26日 改正 平成27年3月18日 改正 令和5年3月20日

(趣旨)

第1条 この規程は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第106条の規程に基づき、茨城県立医療大学名誉教授(以下「名誉教授」という。)の称号の授与に関し必要な事項を定めるものとする。

(名誉教授の称号)

- 第2条 名誉教授の称号の授与の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから選考する。
 - (1) 本学の教授として 10 年以上勤務した者であって、教育研究上、大学運営上、又は地域貢献上功績のあった者
 - (2) 前号に規定する期間年数には達しないが、教授として教育研究上、大学運営上、又は地域貢献上特に功績のあった者
 - (3) 本学の学長として大学の運営に関し特に功労の顕著であった者
 - (4) 本学の副学長又は付属病院長として大学の運営に関し特に功労の顕著であった者
 - (5) 本学の創設又は発展に寄与した者

(勤務年数の算入)

- 第3条 本学の教授として5年以上勤務した者に対しては、次の勤務年数を前条第1号に規定する教授の勤務年数として通算することができる。
 - (1) 本学の附属図書館長、学生部長及び研究科長としての勤務年数
 - (2) 本学の学科長、センター長及び付属病院副院長としての勤務年数の2分の1
 - (3) 本学准教授としての勤務年数の2分の1
 - (4) 本学講師又は助教としての勤務年数の3分の1

(選考手続き)

- 第4条 名誉教授の称号を授与することが適当であると認められる者があるときは、所属する各学科長、各センター長又は付属病院長が学長に推薦するものとする。
- 2 名誉教授の称号の授与の選考は、前項の推薦により学長がこれを行う。

(称号の授与)

第5条 名誉教授の称号の授与は、別紙様式の辞令書を交付して行う。

(礼遇)

第6条 名誉教授の称号を授与された者に対しては、本学の諸式典及び重要行事への招待、本学の施設の利用に関する便宜供与、刊行物の贈呈その他適当な方法をもって礼遇する。

(取消)

第7条 学長は、名誉教授の称号を授与された者がその栄誉を汚す行為があり、称号を保持するに適当でないと 認めたときは、称号の授与を取り消し、辞令書を返付させるものとする。

付 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成22年5月26日から施行する。

付 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、令和5年4月1日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

別記様式 (第5条関係)

茨城県立医療大学名誉教授の称号を授与する 年 月 日			
茨 城 県 立 医 療 大 ੈ	生 年 月 日	氏 名	
∌ 印			第
			믕

名誉教授該当者に関する申し合わせ

平成 17年5月12日 総務委員会 平成22年5月20日改正

茨城県立医療大学名誉教授規程第2条第5号における本学の創設または発展に寄与した者については次の各項に該当する者とすることを申し合わせる。

記

- 1 平成7年1月1日に本学教授として着任し、5年以上勤務した者でそれ以前に次の職にあった者。
 - 県立医療大学設置準備局員
- 2 平成8年3月31日までに本学に教授として着任し、5年以上勤務した者で、教授在職年数に次の在職年数 を加えた期間が10年以上となる者
 - (1) 附属図書館長, 学生部長及び研究科長
 - (2) 学科長及びセンター長
 - (3) 付属病院副院長